

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (拡 充)

(法務省保護局更生保護振興課)

項 目 名	「更生保護事業として行われる資産の譲渡等」に対する消費税・地方消費税の非課税								
税 目	消費税								
要 望 の 内 容	<p>更生保護事業法第 2 条第 2 項を改正することで、更生保護事業における保護の対象となる者の範囲に保護観察処分少年で保護観察を終了したもの（以下、「1号観察終了者」という。）及び在宅保護観察付全部執行猶予者で保護観察を終了したもの（以下、「在宅全部 4 号観察終了者」という。）を含めることとし、事業者が新たに更生保護事業の対象となる者を保護した場合の「資産の譲渡等」について、従前の更生保護事業における対象者を保護した場合と同様、消費税法第 6 条及び地方税法第 7 2 条の 7 8 に基づいて消費税、地方消費税を非課税とするもの。</p> <table border="1" data-bbox="901 797 1503 965"> <tr> <td data-bbox="901 797 1230 853">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1230 797 1503 853">— 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 853 1230 909">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1230 853 1503 909">(— 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="901 909 1230 965">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1230 909 1503 965">(— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	— 百万円	(制度自体の減収額)	(— 百万円)	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額	— 百万円								
(制度自体の減収額)	(— 百万円)								
(改正増減収額)	(— 百万円)								
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 更生保護事業における保護の対象者に、1号観察終了者及び在宅全部 4 号観察終了者を含めることとし、更生保護事業を営む者がこれらの者を更生保護事業として保護することができるようにするほか、その保護に当たって法務大臣が必要な事業監督を行えるようにするもの。</p> <p>(2) 施策の必要性 更生保護事業における保護の対象者（以下、「被保護者」という。）は、更生保護事業法第 2 条第 2 項各号に列挙しているところ、これに含まれない 1 号観察終了者及び在宅全部 4 号観察終了者の中にも更生保護事業による保護を必要としているものが一定数おり、現行法上、更生保護事業を行う者がこれらの者を保護する場合、更生保護事業ではなく公益事業（更生保護事業法第 6 条）として行うことになるが、更生保護事業と区別して扱われることになるために会計上の区分が必要になるなど事業者の負担が生じている。また、更生保護事業に該当しないことから、法務大臣が保護の実態の把握や必要な監督を行うこともできない（更生保護事業法第 5 1 条、第 5 3 条等）。</p> <p>よって、上記の課題を解決し、更生保護事業の適切な運営を確保し、その健全な発展を図るとともに、犯罪・非行歴のある者に対する息の長い支援を実現し、再犯・再非行のリスクを低減させるため、更生保護事業における保護の対象者を拡大する必要がある。</p>								

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持 7 更生保護活動の適切な実施 (1) 保護観察対象者等の改善更生等（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）
		政策の達成目標	更生保護活動の適切な実施。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	現行法令において、「更生保護事業として行われる資産の譲渡等」については消費税が非課税とされているところ、法改正によって、新たに更生保護事業の対象として追加された者を事業者が保護した場合でも、従来の更生保護事業における保護の対象者と同様に消費税を非課税とすることが相当である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>		—